

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第27回社会保障審議会医療保険部会 | 資料  |
| 平成19年9月20日        | 3-5 |

# 保険者間の負担の公平化を目指す 制度改革の経緯等について

## 保険者間の負担の公平化を目指す制度改正等の経緯

| 年       | 事項  | 内容   |
|---------|---|--|
| 昭和 37 年 | 「社会保障制度の総合調整に関する基本方策及び社会保障制度の推進について」（社会保障制度審議会勧告） | ○ 制度間の給付と負担の不均衡を是正するための財政調整の導入（制度間のプール制）   |
| 昭和 39 年 | 「医療保険における総合調整実施の可能性を検討するための試案」（厚生省事務局案）           | ○ 各制度の分立を前提に、その欠陥を補完しつつ、制度の均衡を図る。<br>○ 利用者及び 55 歳以上の老齢退職者を対象とした離職者医療・老齢退職者医療制度を設ける。<br>○ 被用者保険の財政プール基金として、新たに医療保険調整基金を設ける。 |
| 昭和 42 年 | 「医療保険制度改革試案」（厚生省事務局案）                             | ○ 制度間の保険料負担の不均衡を是正するため、法定分の医療給付費の 5 割について、被用者保険制度間で財政調整を行う。  |
| 昭和 44 年 | 「医療保険制度の改革について」の社会保障制度審議会への諮問                     | ○ 将来的に、国民保険制度、勤労者保険制度、老齢保険制度の三つに再編成。勤労者保険については、政府と各組合間で財政調整を行う。<br>○ 当面二年間以内実施したい事項として、被用者保険において財政調整を行う。                   |
| 昭和 46 年 | 「健康保険法改正案」を国会に提出（一廃案）                             | ○ 被保険者期間が 15 年以上ある退職者について、55 歳以上 5 年間退職者医療給付制度を創設する。   |
|         | 「医療保険制度の改革について」（社会保障制度審議会からの答申）                   | ○ 制度の体系は一本の制度としての被用者保険と一本の制度としての国民健康保険の二本立てとし、それぞれの制度ごとに保険者間で財政調整を実施することが望ましい。   |
|         | 「医療保険制度の根本的改正について」の社会保険審議会の答申                     | ○ 被用者保険と地域保険の二本立てという現在の仕組みを変える必要はない。<br>○ 組合方式の推進による財政力格差の調整を図るため、何らかの形式において財政調整を行う必要。                                     |
| 昭和 47 年 | 「医療保険各法改正案」を社会保障制度審議会、社会保険審議会に諮問                  | ○ 政管健保、組合健保、船員保険及び共済組合の間で、法定給付費の二分の一を対象として財政調整を行う。   |

|         |  |   |
|---------|--|---|
|         | 「医療保険各法改正案」を国会に提出<br>(→廃案に)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 60歳以上の高齢被保険者の医療給付費を健康保険の保険者間（政管健保と組合健保）で共同負担する。</li> <li>○ 健保組合は共同の基金を設置し、財政窮迫組合に対する財政援助などの共同事業を行うことができる。</li> </ul> |
| 昭和 52 年 | 健保法等の改正審議において、厚生省は、今後の医療保険制度の改革の基本的方向の 14 項目を提示。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度間格差の是正、当面健保組合間の財政調整の実施</li> <li>○ 退職者継続給付の検討</li> </ul>  |
| 昭和 53 年 | 健保法改正案を社会保険審議会、社会保障制度審議会に諮問                      | ○ 全被用者間の財政調整が行われるまでの間、健保組合相互間で財政調整を行う。  |
|         | 健保法改正案の国会提出                                      | ○ 全被用者間の財政調整が行われるまでの間、健保組合相互間の財政調整を行う。  |
| 昭和 55 年 | 健保法改正案について、国会修正の上、成立                             | ○ 健保組合相互間の財政調整の規定から、将来全被用者間で財政調整を行うことを前提とする旨の規定を削除  |
| 昭和 57 年 | 老人保健法の成立   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人医療費については、国（公費）と各社会保険制度が共同して負担（保険者拠出金）する。</li> <li>○ 保険者拠出金の加入者按分率は 50%</li> </ul>                                  |
| 昭和 59 年 | 健康保険法改正案の国会成立                                    | ○ 被用者保険者からの拠出金による退職者医療制度の創設   |
| 昭和 61 年 | 老人保健法改正法成立                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入者按分率の引き上げ<br/>(昭 61 年 1 月 80% → 昭 62 年 4 月 90% → 平 2 年 4 月 100%)</li> </ul>  |
| 平成 18 年 | 健康保険法等改正法成立                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期高齢者医療制度の創設</li> <li>○ 前期高齢者の財政調整の創設</li> </ul>   |

## 健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定 に基づく基本方針(抄)

(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について)

(平成15年3月28日閣議決定)

### 第2 医療保険制度体系

#### 1 基本的な考え方

##### (2) 給付の平等・負担の公平

保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す。

## 医療保険制度改革について(意見書)(抄)

(平成17年11月30日社会保障審議会医療保険部会)

### I 基本的考え方

- 世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた我が国の医療保険制度は、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民の生活や意識の変化等大きな環境変化に直面しており、21世紀においても真に安定し、生命と健康に対する国民の安心に応えられる制度としていく必要がある。
- その際、国民が安心できる国民皆保険制度を堅持していくことが重要であり、そのためには、適切な方法による医療費の適正化を進めるとともに、給付の平等、負担の公平を図る観点から、制度体系の見直しを行う必要がある。
- これに関しては、保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度の一元化を目指すべきとの意見がある一方、保険者機能を弱体化させるような一元化には反対との意見があった。